

全国一般労働相談ダイヤル

あなたは、職場で困ったこと、悩みや不満はありませんか…

労働組合をつくる権利は、憲法や法律で保障されています。

近年、長引く不況のなかで、中小企業の倒産が増加し、法で定められた最低基準である労働基準法さえ守ろうとしない経営者が増えています。

「ブラック企業」や「追い出し部屋」の広がりなど、職場では賃金カットや不当解雇されるなど、労働条件の改悪が横行しています。

労働基準法は労働条件の最低限、守るべき基準を定めていますが、労働条件を向上させるためには労働者と使用者との交渉が不可欠です。

労働組合の結成・加入は、憲法で保障されています。労働組合があれば、働くうえでさまざまな問題に対し、会社と対等に話し合うこと（団体交渉）ができます。あなたの職場にも労働組合をつくりませんか。

お気軽にご相談ください 困ったな、おかしいな?と
思ったら今すぐお電話を

全国一般労働相談ダイヤル

いこーな くみあい



0120-157-931 <相談無料・秘密厳守>

第

経験豊富なアドバイザーが親身になって対応いたします

○ 一人で悩まず、職場の仲間と働く権利を知ろう、守ろう!!

Q 正社員じゃないと有給休暇はとれないんでしょうか?

A 解決にむけて

働くすべての人に有給休暇の権利は認められています。パートやアルバイトであっても一定の条件を満たせば取得できます。



Q 休日や労働時間があいまいで分からないのですが?

A 解決にむけて

事業主には、賃金・労働時間や休日などの事項について書面での交付が義務付けられています。明確に提示するように求めましょう。



労働組合は困っている人たちの味方です

Q 半年契約なのに、2か月で辞めてもらいたいと言われました。

A 解決にむけて

解雇には、やむを得ない事由が必要です。原則として契約期間途中の解雇はできません。



Q 退職勧奨(肩たたき)を断ったら、配転・降格させられました。

A 解決にむけて

事業主は、一方的に労働条件を変更することはできません。



主催



全国一般評議会

全国一般関西ブロック協議会

大阪市東成区中道3-2-34

近畿一円（滋賀・奈良・京都・和歌山・大阪・兵庫エリア）での相談受付いたします

詳しくはコチラから

全国一般評議会

どうぞお気軽にご相談・お問い合わせください

▼相談専用ダイヤル（無料相談受付中）



0120-157-931

自治労全国一般評議会関西ブロック協議会では、

全国一般労働相談ダイヤル（0120-157-931）のほか、直接、各地の労働組合に相談することもできます。

以下、各地の労働組合の相談窓口を紹介しています。居住地の相談窓口へお気軽にご相談・お問い合わせください。

